



第六條	第五條第十四條第一項において二項	第五條第十四條第一項において準用する法第五條第二項
第七條	第六條第十四條第一項において一項	準用する法第六條第一項
第八條及び第九條各号	第八條及び第九條各号	第十四條第一項において準用する法第八條
第九條第三号	採捕予定海域	採捕予定区域
第十條各号	第九條	第十四條第一項において準用する法第九條
第十條第三号	第三号	予定海域又は予定区域
第十一條各号	第十條	第十四條第一項において準用する法第十條
第十二條及び第十三條	第八條及び第九條	第十四條第一項において準用する法第八條から第十條まで

附則  
(施行期日)

第一條 この省令は、法の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

第二條 漁業水域に関する暫定措置法施行規則（昭和五十二年農林省令第二十八号）は、廃止する。

附則（平成二六年九月一二日農林水産省令第五〇号）

この省令は、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二六年十月一日）から施行する。

附則（平成二七年二月四日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年一二月四日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月八日農林水産省令第四九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。（経過措置）

5 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年八月三日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。